

# 子ども医療費助成事業のお知らせ

神崎町では、子育て支援施策の一環として、0歳から高校生相当年齢に係る医療費の全額を助成しています。

## ◆ 対 象

神崎町に住民登録があり、高校生相当年齢までのお子さんの保険診療分の医療費が助成対象となります。以前から受給券を使用している方へは7月下旬に令和8年8月1日より使用できる受給券を発送予定です。

対 象 児	世帯区分	対象となるもの	自己負担金
高校生相当年齢まで	全世帯	通 院	無料
		入 院	無料（1日の入院から有効）
		保険調剤	無料

※保護者の扶養から外れて自立しているお子さんは対象外になります。

## ◆ 受給券交付申請から受診までの流れ

- ①登録申請書、子どものマイナンバーカードまたは健康保険資格確認書、印鑑、保護者名義の普通預金口座がわかるものを保健福祉課へ提出します。
  - ②受給券が、保健福祉課から交付（郵送）されます。
  - ③医療機関窓口で、子ども医療費助成受給券と健康保険資格確認書を提示し、受診します。
- ※健康保険適用外の診療対象にならない医療費もあります。  
※県外の医療機関など受給券が使えなかった場合は、保健福祉課に申請することで支払った医療費の助成を受けることができます。なお、令和7年4月1日から大学生等の医療費の助成も行っています。詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。

▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎⑦1603

## ～夏は食中毒に要注意～ 食中毒を予防しましょう！

高温多湿となる夏期は、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157などの細菌を原因とする食中毒が最も発生しやすい時期です。

千葉県では、夏期における食中毒の発生を予防するために、6月1日から9月30日までを「千葉県食品衛生夏期対策期間」とし、食中毒予防の啓発や食品営業施設への監視指導を強化しています。食中毒は飲食店だけでなく、家庭においても発生していますので、食品の取り扱いに注意して食中毒を防ぎましょう。

### 家庭でできる食中毒予防のポイント！

- ・肉や魚などの生鮮食品や冷凍食品は最後に買う。
- ・肉や魚などは汁が他の食品につかないようにビニール袋に入れる。
- ・冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に保管する。
- ・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に保つ。
- ・冷蔵庫や冷凍庫に詰めすぎない。
- ・冷凍食品は使う分だけ解凍し、冷凍や解凍を繰り返さない。
- ・包丁やまな板は肉用、魚用、野菜用と別々にそろえて使い分けるか洗って熱湯をかけてから使う。
- ・作った料理は、長時間、室温に放置しない。
- ・手洗い後、清潔な器具・容器で早く冷えるように小分けし、保存する。
- ・時間が経ち過ぎたものは思い切って捨てる。



●問合せ 香取保健所（健康福祉センター）健康生活支援課 ☎0478-52-9161